



府 食 第 6 2 0 号  
平成 2 8 年 9 月 3 0 日

厚生労働省  
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成 28 年 4 月 28 日付け厚生労働省発生食 0428 第 3 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、「佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓」に係る食品健康影響評価については、平成 28 年 6 月 9 日付け府食第 396 号において補足資料の提出を依頼し、厚生労働省より平成 28 年 8 月 30 日付け生食監発 0830 第 1 号にて回答を得たところです。

今般、平成 28 年 9 月 12 日に開催された第 41 回かび毒・自然毒等専門調査会における審議の結果、再度別紙の補足資料が必要となりましたので、当該補足資料の提出をお願いいたします。

(別紙)

厚生労働省から評価要請のあった諮問事項について評価をするに当たり、第41回かび毒・自然毒等専門調査会で指摘された以下の事項について、補足資料を提出されたい。

1. 平成28年8月30日付け生食監発0830第1号「食品健康影響評価に係る補足資料の提出について」による回答の別添2、佐賀県及び佐賀県事業者から提出された平成28年8月30日付けの回答において、佐賀県提出資料1の養殖トラフグ（陸上養殖）の部位別毒性の表において、肝臓の毒性（MU/g）の結果が、 $<2$ または $<8$ と記載されている。また、佐賀県提出資料8においては、各部位の毒力TTX（MU/g）の結果が、 $<3.0$ と記載されている。

これらの値については、マウス試験法の検出下限値であると考えてよいか。また、それぞれどのような試験方法により行われたのか、詳細な手順について御教示いただきたい。